

加賀市競争入札心得

平成17年10月 1 日

(趣旨)

第1条 加賀市の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合の取扱いについては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、加賀市財務規則（平成17年加賀市規則第35号。以下「財務規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争入札参加の申出)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、財務規則第123条の公告において指定した期日までに成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書類及び当該公告で指定した書類を添え、契約担当課にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前にその者の見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保（財務規則第128条に規定するものとする。以下同じ。）を契約担当課の指定する出納員又は取扱機関に納付し、又は提供し、領収書又は預書の交付を受けなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保証証券を契約担当課に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、契約担当課の審査を受け、これを提出しなければならない。

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその領収書又は預書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、この心得、設計図書、仕様書、契約案及び現場等並びに入札執行通知（以下「設計図書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない

い。この場合において、設計図書等について疑義があるときは、入札日の前日までに関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書には次に掲げる事項を明記し、所定の箇所に記名押印し、封緘の上、入札者の氏名を表記し、所定の時刻までに入札箱に投入しなければならない。記載事項（金額を除く。）について訂正したときは、当該訂正箇所に訂正印を押さなければならない。

- (1) 入札金額
- (2) 工事等の名称及び工事等の場所
- (3) 入札日
- (4) 入札書あて名
- (5) 入札参加者名

- 3 入札書の郵送は、認めないものとする。ただし、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって契約担当課においてやむを得ないと認め、かつ、書面により同意したときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中と朱書し、中封筒に入札名及び入札日時を記載し、契約担当課長あて親展で提出しなければならない。

- 4 前項の入札書は、入札日の前日までに到着しないものは無効とする。

- 5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

- 7 入札参加者は、政令第167条の4の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

- 8 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札場所に当該入札にかかる見積内訳書を持参し、入札執行者の指示があるときは、これを入札執行者に提出しなければならない。

- 9 前項の規定に反し、見積内訳書を提出しない者は、当該入札に参加することができない。

(入札の辞退)

- 第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に到るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（別記様式）を作成し、契約担当課長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。ただし、入札執行者が当該入札に支障がないと判断するときは入札参加者の名称並びに入札を辞退する旨を口述することにより行うことができる。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、連合その他不正な行為による辞退又は不誠実な理由による辞退と認められる場合は、この限りでない。

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第7条 入札参加者が連合その他不正又は不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは中止することがある。

2 入札執行前又は入札執行中において入札参加者が2人に達しないときは、入札を取りやめるものとする。

3 前項の規定は、一般競争入札には適用しない。

（入札書の無効）

第8条 次に掲げる入札書は、無効とする。

(1) 当該入札に対する同一人の2以上の入札書

(2) 資格を有しない者のした入札書

(3) 第3条に規定する入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札書

(4) 記名押印を欠く入札書

(5) 金額を訂正した入札書

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入

札書（錯誤等によりその^{かし}瑕疵が比較的に軽微なもので、入札者の意思が察知されるものは除く。）

（７） 明らかに連合によると認められる入札書又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札書

（８） 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札書

（９） 委任状を持参しない代理人のした入札書

（１０） 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札書

（１１） 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札書
（入札書の書換え等の禁止）

第９条 入札者は、入札書を入札箱に投入した後（以下「入札後」という。）は、いかなる場合といえども、その入札書の書換え、引換え若しくは撤回又は辞退の申立てはすることができない。

（開札）

第１０条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立会いの上、行うものとする。ただし、第４条第３項に規定する場合を除く。

（落札者の決定）

第１１条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

２ 当該契約の内容に適合した履行を確保するためあらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札等）

第１２条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、また最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の

制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき、直ちに再度の入札を行う。

- 2 第8条の規定により入札書が無効とされた者又は最低制限価格未満の入札者は、当該入札に再度参加することはできない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第13条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第14条 落札者は、契約書を作成する場合においては契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては落札後速やかに、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保（財務規則第143条に規定するものとする。以下同じ。）を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。この場合において、「入札保証金」とあるのは「契約保証金」と、「入札保証保険契約」とあるのは「契約保証保険契約」と、「当該入札保証保険契約」とあるのは「当該契約保証保険契約」と読み替える。

- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合において、あらかじめ、現金を保証金納付書により加賀市指定金融機関に振り込み、保証金領収書写を契約担当課に提出しなければならない。

- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、契約担当課の審査を受け有価証券預書の交付を受けなければならない。

- 5 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保が、銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出し、契約担当課から預書の交付を受けなければならない。

(入札保証金の振替)

第15条 契約担当課において必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は

契約保証金に代わる担保の一部に振替えることができる。

(契約書等の提出)

第16条 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日（加賀市の休日を定める条例（平成17年加賀市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。）以内に契約書の案（契約金額が50万円以下の場合は請書とする。以下同じ。）を提出し、契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負で契約担当課が指定するものについては、仮契約書の案を提出し、仮契約を締結するものとする。

2 前項ただし書の場合については、市議会の議決又は市長の専決があったときに本契約となるものとする。

3 落札者が第1項に規定する期間内に契約又は仮契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(異議の申立て)

第17条 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(随意契約の場合の準用)

第18条 第4条から第11条第1項本文まで、第12条、第14条、第16条及び前条の規定は、随意契約の場合について準用する。この場合において、「入札」とあるのは「見積り」と、「落札」とあるのは「見積適格」と読み替えるものとする。

(工事完成後)

第19条 落札者は、工事完成後において完成検査を受け合格した場合、契約保証金を現金にて納付した場合にあっては、完成届、また引渡書及び当該領収書の写しを添え契約保証金請求書を提出しなければならない。また、契約保証金に代わる担保として有価証券及び銀行等の保証書を提供した場合は、それぞれの預書に記名押印の上契約担当課に提出しなければならない。

附 則

この心得は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和5年4月1日から施行する。

様式 略